

## 主として専門学科において開設される各教科

### 専門教科に関する事項（総則との関連）

総則 第1章 第2節 第2款の3の(2)のアの(ウ)の㉞

(ウ)主として専門学科において開設される各教科

㉞専門学科においては、(イ)のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は(エ)に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの（以下「専門教科」という。）のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

※(イ)は各学科に共通する各教科等 ※(エ)は学校設定教科

総則 第1章 第2節 第2款の3の(2)のイの(ウ)

(ウ)専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。  
※1単位時間は50分を標準とする

### 専門教科に共通する改訂の要点

目標については、各専門教科の資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

※(1)「知識及び技術」→「技能」ではなく「技術」としている点に注意すること。これは高等学校の専門教科と同様としたものである。

内容については、〔指導項目〕を示すこととし、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお、項目の記述については、専門教科は様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。